

気仙沼管内における特用林産物出荷制限解除の取組

宮城県気仙沼地方振興事務所林業振興部 技師 比嘉真咲

1 はじめに

(1)背景

宮城県では東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響で、全35市町村の6割にあたる21市町村で計11品目が出荷制限や出荷自粛となった。気仙沼地方振興事務所管内(気仙沼市・南三陸町)でも、出荷制限等が指示され、震災前は20トン以上あった原木しいたけの生産が全て停止し、生産者31名に影響が及んだ。また、管内にある17箇所の直売所できのこや、多くの山菜の出荷ができなくなるとともに、風評被害により山菜やきのこの価格が下落した。

(2)目的

出荷制限等により、収入を絶たれた生産者が生産再開、出荷再開することで、生活の一部を取り戻し「やる気」を回復すると共に、再開の輪が広がることで、直売所の目玉商品を復活させ、農山村における収入拡大により地域振興に寄与することを目指した。

2 取組内容

(1)気仙沼・南三陸地域きのこ、山菜生産推進連絡会の運営支援

出荷制限解除に向けて生産者、直売所、市町等の関係者間で情報の共有を図るため、連絡会への参加を呼びかけたところ、平成27年10月に生産者等16人の参加により「気仙沼・南三陸地域きのこ、山菜生産推進連絡会」が設立された。連絡会には、当事務所からも参加し、管内で行ってきた出荷制限解除に向けた取組を説明した。また、同時に開催した生産再開講習会において、複雑な出荷制限解除の条件等の説明を行い、理解を深めた。会の参加者からは、「出荷制限を受けた際は、目の前が真っ暗になったが、この会で連携して安全な食品を届けたい」という声が聞かれ、生産者が個々に行っていた出荷制限解除の取組状況を共有し、生産再開への気運を高める場となっている。

(2)原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除への取組の支援

原木しいたけの出荷制限解除のためには、県が定めた「原木きのこ栽培における放射性物質対策作業マニュアル」に基づき、以下の3つの条件を満たす必要があり、当事務所では出荷再開を希望する生産者の取組に対し現地に出向き、生産者の状況に応じた支援を行ってきた。

①放射性物質の低減対策を行うこと

出荷制限解除のためには県のマニュアルに定められた「安全なほだ場を選定する」、「安全な原木を使う」、「原木・ほだ木を汚染させない」の3項目について、満たす必要があるため、生産者の取組に対して支援を行っている。

ア 安全なほだ場の選定

生産再開を希望する生産者が新しくほだ場を作る際に空間線量を測定し0.10 μ Sv/h以下の栽培適地であるかどうかを確認するとともに、震災前からあるほだ

場についても測定を行い、安全性の確認を行った。測定の結果、空間線量が高いほだ場については、現地の状況に応じて、除草や落葉層の除去を指導するとともに植菌や仮伏せ、施設栽培を行うビニールハウスについては、補助事業を活用しビニールシートの張替を支援した。

イ 安全な原木を使う

宮城県産の原木は現在も放射性物質濃度が基準値以上のものが多く利用できないため、再開を目指す生産者に対して要望を把握し、補助事業を活用して他県産の安全な原木を斡旋し、支援している。

ウ 原木・ほだ木を汚染させない

安全な原木やほだ木を放射性物質汚染から防ぐため、生産状況により地面と直接触れないよう、枕木やビニールシートの上に原木やほだ木を乗せ保管・管理することや、人工ほだ場を新設する際に、砕石を敷くよう生産者に指導を行った。

②発生したきのこが50Bq/kgを越えないこと

出荷制限を解除するには、放射性物質濃度が食品の基準値の1/2である50Bq/kg以下の安全なしいたけが生産されていることを確認する必要があるため、生産者から発生前のほだ木と、発生したしいたけをそれぞれ3検体以上提出してもらい、専門の検査機関へ送付、検査結果を確認してきた。

③出荷制限解除後に出荷体制の管理が可能なこと

県が適正な栽培管理を行っていることを確認した生産者については認証登録を行い、出荷前検査を実施してから出荷することで、出荷制限が解除された後も、安全なしいたけの生産管理を継続していることを確認している。また、当事務所では消費者に向け、出荷体制の管理を行っていることや、県のマニュアルに基づいた放射性物質対策により、安全なしいたけ生産を行っていることを県が作成したオリジナルステッカー貼ることで、店頭で見てわかるようにして、アピールしている。



(写真左) 本伏せの際、ほだ木を汚染させないためビニールシートの上にほだ木を設置している



(写真右) オリジナルステッカーが貼られ、販売されているしいたけ

(3) 山菜の出荷制限解除の取組支援

山菜の出荷制限解除のためには、林野庁が規定する「野生のきのこ類・山菜類等の出荷制限等解除」に基づき、「放射性物質が安定的に低水準であること、低下傾向であること」、「出荷制限解除後に出荷体制の管理が可能なこと」の2つの条件を満たす必要があるが、山菜の出荷再開を希望する生産者の取組に対し現地に出向き、生産者の状況に応

じて、支援を行ってきた。

①放射性物質が安定的に低水準であること、低下傾向であること

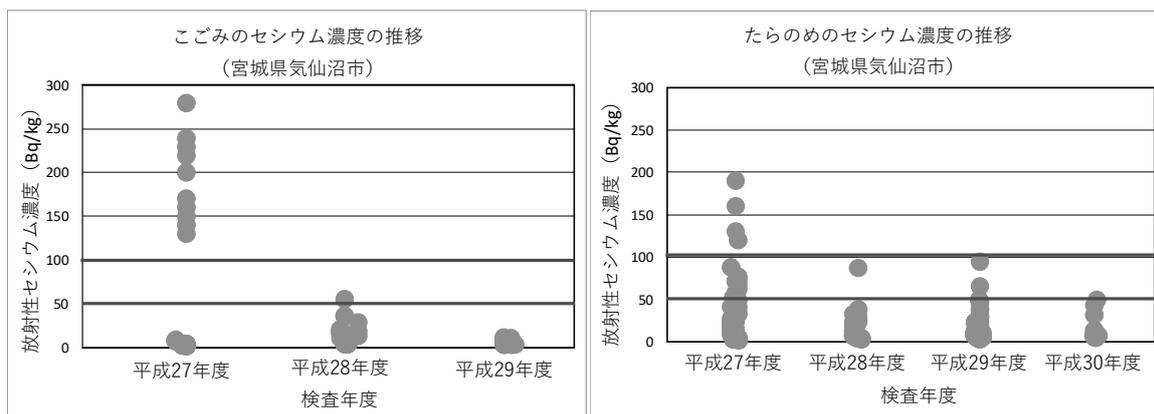
モニタリング検査を2年間行い、放射性物質濃度が安定的に低水準(50Bq/kg)であることを確認後、3年目に詳細検査を行い出荷制限を解除する市町村から採取される山菜の安全性を確認することとされている。そのため、気仙沼市全域から検体を採取し放射性物質検査を行う必要があることから、当事務所では直売所や出荷希望者へ検体の提供を呼びかけ、提供された検体の検査結果をまとめ出荷制限解除のための手続きを行った。

ア ごごみの出荷制限解除の取組支援

出荷制限解除に向けて平成27年度44検体、平成28年度35検体、平成29年度46検体、計125検体のごごみの検査を行い、平成27年度の検査の結果、1地区のごごみから基準値を超える濃度の放射性物質が検出されていたことから採取者に対し、落葉層のかき取りとゼオライト及び塩化カリウムの散布を指導するとともに当所職員も作業を支援した。その結果、放射性物質濃度が平成28年度は最高28Bq/kgと低下し、平成29年7月の出荷制限解除へとつなげることができた。

イ たらめの出荷制限解除の取組支援

出荷制限解除に向けて平成27年度70検体、平成28年度25検体、平成29年度49検体、計144検体のたらめの検査を行い、平成29年度の検査で基準値の1/2である50Bq/kgを超える濃度の放射性物質が1地区で検出されたため、3年目に出荷制限解除をするには至らなかった。平成30年度は平成29年度に放射性物質濃度が高いたらめが採取された地区、過去に放射性物質濃度の高いたらめが採取された地区及び、検査を行っていなかった地区で検体を採取し放射性物質検査を行った結果、全ての地区で放射性物質濃度の自然低減が確認され、平成30年8月に県内で最初にたらめの出荷制限を解除することができた。



検査結果

品目	ごごみ			たらめ			
	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
調査年度	H27年度	H28年度	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
検体数	44	35	46	70	25	49	12
最大値	280	56	12	190	87	94	49

②出荷制限解除後に出荷体制の管理が可能なこと

ごみ及びたらのめの出荷制限が解除された後、当事務所では出荷体制管理のため認証登録制度の周知を行っている。検体の提供があった直売所や検体の採取者に向け、出荷制限が解除された山菜を出荷するためには届け出が必要な旨を周知し、出荷希望者の名簿を作成している。また、直売所には出荷する前には出荷前検査を行い山菜の安全性を確認する必要があることを周知している。

(4)その他の制限解除の取組

気仙沼市では原木なめこが出荷自粛となっており、当事務所では出荷再開を希望する生産者とともにその解除にも取り組んでいる。原木なめこの出荷自粛を解除する条件は原木しいたけと同様であり、当事務所ではなめこ原木の調達から支援を行ってきた。生産者が自伐した原木を使用したいという意向に基づき、当事務所で原木の放射性物質検査を行い、放射性物質濃度が低かったクルミ・クワ・ハンノキを使用するよう生産者へ指導し、安全性の確保を支援してきた。また、原木しいたけの出荷制限解除と同様に原木やほだ木を地面に直接触れないようにする等の指導も行い、放射性物質濃度の低減化を行ってきた結果、平成30年度は、新たに3名の出荷自粛解除が認められた。

3 結果及び今後の課題

(1)結果

以上のとおり平成27年度から現在まできのこや山菜の出荷制限解除に重点的に取り組んだ結果、気仙沼市4品目、南三陸町1品目で出荷の解除が実現された。また、山菜の認証登録者は平成31年1月末現在ごみ22名、たらのめ25名となっており、管内9の直売所で、春の出荷の準備を行っているところである。管内には出荷制限がされていない山菜の出荷まで取りやめていた直売所も多く、「これで出荷が期待できる」という声も聞かれるようになった。原木きのこについては原木しいたけ4名12ロット、原木なめこ4名4ロットが出荷解除となり、生産者からは「また原木での生産ができるとは思わなかった」という喜びの声があった。

出荷制限・出荷自粛の状況

	平成26年4月時点	平成31年1月時点
気仙沼市	原木しいたけ(露地) 原木なめこ(露地) ごみ, たらのめ ぜんまい, こしあぶら 計6品目	原木しいたけ(露地)※ 原木なめこ(露地)※ ぜんまい, こしあぶら 計4品目
南三陸町	原木しいたけ(露地) こしあぶら 計2品目	原木しいたけ(露地)※ こしあぶら 計2品目

※出荷制限・出荷自粛が一部解除された品目

(2)課題

①ほだ場用地の不足

震災時に放射性物質で汚染されたほだ木は、放射性物質濃度が低くても汚染廃棄物とされ、現在も林内ほだ場に置かれ、処分ができない状況にある。このため林内

ほだ場を使用することができず、ほだ木を置く場所がなくなってきている。当事務所では汚染されたほだ木の処理を行う市町に対し、他の市町村での処理事例を情報提供したり、試験的に処理されたほだ木の放射性物質濃度の検査をしたり、実際に管内で試験処理を行う際に処理方法を指導するなど、生産者が林内ほだ場を再度利用できるよう支援を行っている。

② 県内産原木が使用できないこと

前述のとおり現在も県内産原木は放射性物質濃度が高く、使用が制限されているため、県外から原木を購入しているが、自伐した原木を利用したいという生産再開を希望する生産者も多く、原木の調達方法が生産再開の足かせとなっている。

宮城県では、県内産原木の利用再開に向けて放射性物質に関する概況を確認するため平成23年度から3年毎に調査を行っている。当事務所では管内のしいたけ生産者や、自伐した原木を使用する再開希望者へ検体の提供をお願いし、放射性物質検査実施の連携を図った。この結果、全県的に低下傾向ではあるものの基準値を下回る原木が採取された箇所は全体の3割であり、県内産原木の利用についてはまだ時間を要することがわかった。

調査結果の概要

	平成23年度	平成26年度	平成29年度
調査箇所数	92箇所	113箇所	97箇所
50Bq/kg以下の箇所数	15箇所(16%)	20箇所(18%)	29箇所(30%)

③ 東京電力との交渉

きのこや山菜の出荷が制限されたことに対する、東京電力への賠償請求について、現在も条件に合致するかなどの交渉を行っており、当事務所では解決にあたり東京電力の担当者に連絡会へ出席してもらったり、賠償請求に関する相談会の開催をきのこ生産者や直売所関係者へ周知したり、実際の賠償請求の資料を作成したりするなどの生産者に寄り添った対応を行っている。

④ 山菜出荷者の認証登録の推進

出荷制限が解除された山菜について、認証登録の周知がまだ不十分であることから、今後も直売所へ赴き制度の説明を直接行うことで、ごみやたらのめの出荷を希望する方全員の認証登録周知に向け対応を続けていく。

4 最後に

震災から約8年過ぎた現在でも、福島第一原子力発電所の事故の影響は続いており、消費者からは「本当に山菜やきのこは安全なのか」という声も聞かれる。当事務所では直接消費者の方へ安全性をアピールするため管内の産業まつりで啓発したり、原木しいたけの販売会を支援したりすることで今後も安心・安全を発信するとともに、生産者や直売所、市町と連携し、特産林産物の生産振興と震災からの復興に向け、継続した支援を図っていく。